

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 文化スポーツ課
委託業務番号	令和5年度 長文ス第104号
委託業務名称	文化部活動の地域移行に向けた実証事業委託
委託業務場所	長浜市内 (主に木之本スティックホール)
業務の概要	<p>中学校の部活動を、学校と地域が連携し、その実情に応じながら地域団体等が実施する活動へ段階的に移行することで子どもたちが多様な活動を体験できる機会を提供することや、少子化の中においても将来にわたり文化活動を継続できる環境整備を進めていくための実証事業として、吹奏楽活動を希望する市内在住在学の中高生を対象とした「吹奏楽クラブ」をモデル的部活動として実施し、長浜市にふさわしい部活動のあり方を検証する。</p>
履行期間	令和5年7月1日 から 令和6年3月10日
契約年月日	令和5年7月1日
契約額(税込)	1,277,256円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市大島町37番地</p> <p>[商号又は名称] 公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団 理事長 堀川 佳孝</p>
契約相手方の選定理由	<p>公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団は、文化ホールの指定管理者であるとともに、文化芸術活動の事業実績とノウハウを豊富に有していることや、長浜音楽協会や長浜市文化芸術協会など市内文化芸術団体等との事務局を担うなど、本市の文化芸術分野にも精通している。</p> <p>このことから、同事業団が、部活動の地域移行に向け、吹奏楽活動を希望する市内中高生を対象とした「吹奏楽クラブ」を運営することで、子どもたちが文化芸術に触れる機会を創出し、将来にわたり活動を継続できる環境整備のための実証事業を図ることができるため。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸)</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>